

地方独立行政法人大阪府立病院機構の第 4 期中期目標の変更について

1 趣 旨

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下、「法人」という。）が進める大阪母子医療センターの建替え等に関し、次の 3 点について中期目標の変更を行うため、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により、評価委員会の意見を求めます。

【変更点】

①大阪母子医療センターの建替え整備の取組推進を明記

同センターでは、開院から 40 年以上が経過し、建物や設備の老朽化に加えて、狭隘な部署が多く、診療に様々な支障をきたしていること等から、これまで基本計画等の策定を進めてきましたが、今後、本格的に工事着工する予定のため、建替え整備に向けた取組を進める旨を明記します。

〔スケジュール〕 令和 3 年度 整備構想、令和 4 年度 基本計画、令和 5 年度 基本設計、令和 6～11 年度 実施設計・建設工事等(※)
(※令和 6 年 2 月定例会に予算案を提出予定)

②法改正に伴う規定整備

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から自治体等に関する規定が施行されたことに伴い、規定整備を行います。

③大阪はびきの医療センターの新病院開院を受けた修正

同センターについて、現地建替え整備を進めてきた新病院が令和 5 年 5 月に開院したことを受けて、前文の一部を修正します。

2 変更内容

改正後	改正前
<p>(前文)</p> <p>地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）は、平成18年度の設立以来、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及びこれらを支える「安定的な病院経営の確立」を基本理念として、府民のニーズや新たな医療課題に適切に対応し、質の高い医療サービスを提供し続けることにより、府民の期待に応えてきた。(中略)</p>	<p>(前文)</p> <p>地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）は、平成18年度の設立以来、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及びこれらを支える「安定的な病院経営の確立」を基本理念として、府民のニーズや新たな医療課題に適切に対応し、質の高い医療サービスを提供し続けることにより、府民の期待に応えてきた。(中略)</p>

第4期中期目標期間においては、大阪はびきの医療センターが現地建替えによる新病院の整備を実施し、この施設や医療機器の整備に係る償還負担がピークを迎えるとともに、大阪母子医療センターの建替え整備に向けた取組が必要となる。今後、これらの施設の老朽化対策が機構の経営を圧迫することも想定されるため、一層の経営改善が必要となる。

(以下、略)

第1～4 (略)

第5 (略)

1 (略)

2 大阪母子医療センターの建替え整備に向けた取組を進めること。

3 公的医療機関としての使命を適切に果たすため、法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な運営を行うこと。

また、患者等に関する個人情報の保護及び情報公開の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)及び大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号)に基づき、適切に対応するとともに、情報のセキュリティ対策強化に努めること。

さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。

第4期中期目標期間においては、大阪はびきの医療センターが現地建替えによる新病院の整備を予定しており、この施設や医療機器の整備に係る償還負担がピークを迎えるとともに、大阪母子医療センターの在り方の検討とそれを踏まえた老朽化への対応の検討が必要となる。今後、これらの施設の老朽化対策が機構の経営を圧迫することも想定されるため、一層の経営改善が必要となる。(以下、略)

第1～4 (略)

第5 (略)

1 (略)

2 大阪母子医療センターについては、引き続き将来の在り方を検討するとともに、それを踏まえた老朽化への対応を検討すること。

3 公的医療機関としての使命を適切に果たすため、法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な運営を行うこと。

また、患者等に関する個人情報の保護及び情報公開の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号)及び大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号)に基づき、適切に対応するとともに、情報のセキュリティ対策強化に努めること。

さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。